

かつしか区民大学設置要綱

平成 21 年 7 月 1 日
21 葛教生第 2 4 6 号
教 育 長 決 裁

(趣旨)

第 1 条 「一人ひとりが輝く学びと交流によるひとづくり、まちづくり」の実現のために、学びと交流の楽しさを基盤とした区民の学習の場としてかつしか区民大学（以下「区民大学」という。）を設置する。

(事業)

第 2 条 区民大学では、前条の目的に基づき、次に掲げる事業を行う。

- (1) 講座及び講習会、講演会、つどい等の事業
- (2) 地域活動やボランティア活動、学習活動等の推進を担う人材育成に関する事業
- (3) その他、目的の達成に必要な事業

(理事会の設置)

第 3 条 区民大学を運営するために理事会を置く。

2 理事会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 区民大学の基本的な運営方針に関すること。
- (2) 区民大学の基本的な事業計画に関すること。
- (3) 区民大学の事業評価に関すること。
- (4) その他、区民大学の運営に必要な基本的事項に関すること。

(理事会の構成)

第 4 条 理事会は、理事長及び副理事長のほか、理事 9 人以内をもって構成する。

2 理事は、次に掲げる者から区長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 区民団体の代表
- (3) 区職員
- (4) その他、区長が必要と認める者

3 理事長は区長、副理事長は教育長の職にある者をもって充てる。

4 理事長は、理事会を代表し、会務を掌理する。

5 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときは、その職務を代理する。

6 理事会は、理事長が招集する。

(理事の任期)

第5条 理事の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、任期途中で理事が交代した場合の任期は、前任者の残任期間とする。

(理事の解嘱)

第6条 理事長は、次の各号のいずれかに掲げる事項に該当するときは、理事を解嘱することができる。

- (1) 理事から辞任の申出があったとき。
- (2) 第4条第2項の要件を満たさなくなったとき。
- (3) その他、理事長が適当と認めるとき。

2 前項第3号に該当する場合、あらかじめ理事会に諮り解嘱しようとする理事以外の理事から意見を聴くものとする。

(庁内連絡会)

第7条 区民大学に庁内連絡会を置く。

2 庁内連絡会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 区民大学の講座等の事業の調整に関すること。
- (2) その他、区民大学の事業の運営に関し必要な事項

3 庁内連絡会の会長は、生涯学習課長の職にある者をもって充てることとし、委員は、別表第1に掲げる課及び団体に所属する者から会長が任命し、又は委嘱する。

(区民運営委員会)

第8条 区民大学に区民運営委員会を置く。

2 区民運営委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 区民大学の区民企画講座等の事業の企画・運営に関すること。
- (2) その他、区民大学の事業の運営に関し必要な事項

3 区民運営委員会の委員は、理事長が区民等の中から委嘱する。

4 理事長は、次の各号のいずれかに掲げる事項に該当するときは、区民運営委員会の委員を解嘱することができる。

- (1) 区民運営委員会の委員より辞任の申出があったとき。
- (2) その他、理事長が適当と認めるとき。

5 区民運営委員会の委員の構成や運営、任期等に関することは、教育次長が別に定める。

(事務局)

第9条 区民大学の事務局は、教育委員会事務局生涯学習課に置く。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育次長が別に定め

る。

付 則

この要綱は、平成21年7月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成21年10月17日から施行する。

付 則

この要綱は、平成21年11月24日から施行する。

付 則

この要綱は、平成21年12月25日から施行する。

付 則

この要綱は、平成23年7月6日から施行する。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成25年6月3日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年5月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年6月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和4年3月8日から施行する。

付 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第7条関係）

人権推進課
産業経済課
環境課
リサイクル清掃課
高齢者支援課
障害福祉課
地域保健課
健康推進課
保健予防課
青戸保健センター
金町保健センター
生涯学習課
生涯スポーツ課
中央図書館
葛飾区社会福祉協議会